

Morgan Stanley

INVESTMENT MANAGEMENT

業務及び財産の状況に関する説明書

【2022 年 12 月期】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

2. 登録年月日(登録番号)

登録年月日 2007年9月30日

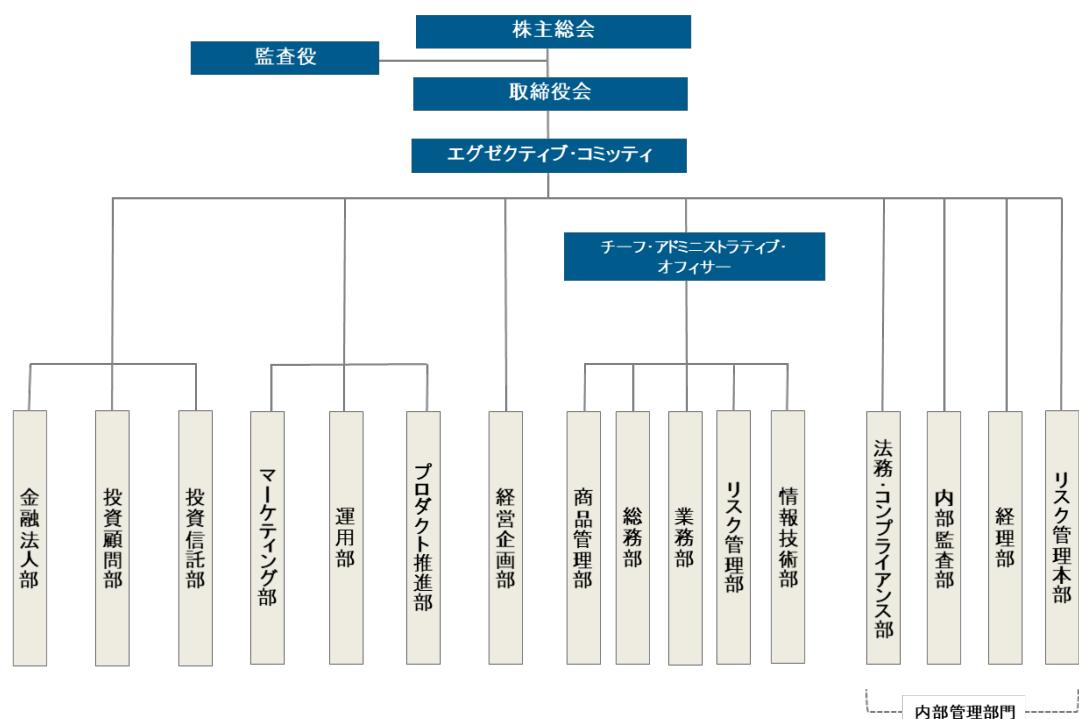
登録番号 関東財務局長(金商)第410号

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年月	沿革
1987年2月	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
1987年3月	投資顧問業登録
1987年9月	投資一任業務認可
1995年8月	投資信託委託業務の免許取得に伴い、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号変更
2003年10月	親会社が「モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレイテッド」から「モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インク」に変更
2007年11月	親会社が「モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社」に変更
2012年4月	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
2018年11月	第一種金融商品取引業登録

(2) 経営の組織



4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	4,502 株	100%
計 1 名	4,502 株	100%

5. 役員の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	首藤 正浩	有	常勤
取締役 チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー 兼 リスク管理部長 兼 商品管理部長	長谷川 廉	無	常勤
取締役 運用部長	柄倉 亮作	無	常勤
監査役	根本 政雄	無	常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏名	役職名
板垣 紀子	法務・コンプライアンス部長

- (2) 投資助言業務(金融商品取引法第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

氏名	役職名
柄倉 亮作	取締役 運用部長
巽 俊蔵	ファンド・マネジャー
吉見 旨訓	ファンド・マネジャー
桑添 昌計	ファンド・マネジャー
保母 和也	ファンド・マネジャー
秋山 耕	ファンド・マネジャー
高川 耕平	ファンド・マネジャー
江尻 昌彦	ファンド・マネジャー
足立 鉄平	ファンド・マネジャー
櫛谷 哲生	ファンド・マネジャー

7. 業務の種別

金融商品取引業

- (1) 第一種金融商品取引業(法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務)
 (2) 第二種金融商品取引業
 (3) 投資助言・代理業
 (4) 投資運用業
 (5) 金融商品取引業に付随する業務(法第 35 条第 1 項に規定する業務)

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	〒100-8109 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー

9. 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(以下、「FINMAC」という。)と第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結し、苦情の処理及び紛争の解決を図ることとしております。

(2) 第二種金融商品取引業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、加入している一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会が業務委託している FINMAC が行う苦情の解決及びあっせんにより、苦情の処理及び紛争の解決を図ることとしております。

(3) 投資運用業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、加入している一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が業務委託している FINMAC が行う苦情の解決及びあっせんにより、苦情の処理及び紛争の解決を図ることとしております。

(4) 投資助言・代理業に係る苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、加入している一般社団法人日本投資顧問業協会が業務委託している FINMAC が行う苦情の解決及びあっせんにより、苦情の処理及び紛争の解決を図ることとしております。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(1) 加入する金融商品取引業協会

- 日本証券業協会
- 一般社団法人 投資信託協会
- 一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

(2) 対象事業者となる認定投資者保護団体

該当事項はありません。

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

投資顧問部においては、国内投資一任契約件数は 91 件から 90 件へと 1 件減少し、当事業年度末における運用資産総額については 19,829 億円から 15,685 億円へと減少いたしました。

投資信託部においては、私募投資信託の 2 ファンドの新規設定を行いましたが、2 ファンドの償還がありました。預かり資産は元本ベースで 2,754 億円から 2,702 億円へと減少いたしました。

当期の業績につきましては、純営業収益は前年度の 13,531 百万円から 445 百万円減少し、13,086 百万円となりました。営業費用は前年度の 8,103 百万円から 280 百万円増加し、8,383 百万円となり、一般管理費については前年度の 3,334 百万円から 254 百万円増加し、3,589 百万円となりました。この結果、営業利益は前年度の 2,093 百万円から 979 百万円減少し、1,113 百万円、経常利益は前年度の 2,143 百万円から 1,104 百万円減少し、1,038 百万円となり、当期純利益は前年度の 1,469 百万円から 758 百万円減少し、710 百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

	(単位:百万円)	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期
資本金		990	990	990
発行済株式総数		4,502 株	4,502 株	4,502 株
営業収益		8,688	13,531	13,086
受入手数料		8,688	13,531	13,086
(委託手数料)		(-)	(-)	(-)
(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)		(-)	(-)	(-)
(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料)		(-)	(-)	(-)
(その他の受入手数料)		(8,688)	(13,531)	(13,086)
(投資一任契約の運用受託報酬)		(2,910)	(5,472)	(3,215)
(投資助言・代理報酬)		(4,122)	(6,005)	(7,772)
(投資信託の委託者報酬)		(1,463)	(1,938)	(2,073)
(その他)		(191)	(114)	(25)
トレーディング損益		-	-	-
純営業収益		8,688	13,531	13,086
経常損益		1,354	2,143	1,038
当期純利益		930	1,469	710

※ 単位未満は切り捨て表示

(2) 有価証券引受・売買等の状況

- ① 株券の売買高の状況(電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。)

該当事項はありません。

①-2 株券の売買高の状況(電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。)

該当事項はありません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況(電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。)

(単位:千株、百万円)

区分	引受高	売出高	勧誘等の 総額	特定投資家 向け売付け		特定投資家 向け売付け	
				募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	勧誘等の 取扱高
2020年	株券	-	-	-	-	-	-
12月期	国債証券	-	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-	-
	特殊債券	-	-	-	-	-	-
	社債券	-	-	-	-	-	-
	受益証券			-	-	308	-
	その他	-	-	-	-	-	-
2021年	株券	-	-	-	-	-	-
12月期	国債証券	-	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-	-
	特殊債券	-	-	-	-	-	-
	社債券	-	-	-	-	-	-
	受益証券			-	-	4,746	-
	その他	-	-	-	-	-	-
2022年	株券	-	-	-	-	-	-
12月期	国債証券	-	-	-	-	-	-
	地方債証券	-	-	-	-	-	-
	特殊債券	-	-	-	-	-	-
	社債券	-	-	-	-	-	-
	受益証券			-	-	13,769	-
	その他	-	-	-	-	-	-

※ 単位未満は切り捨て表示

②-2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況(電子募集取扱業務に係るものに限る。)

該当事項はありません。

②-3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況(電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。)

該当事項はありません。

(3) その他業務の状況

特記事項はありません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位:%、百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
自己資本規制比率(A/B×100)	245.3%	220.3%	229.2%
固定化されていない自己資本(A)	4,904	7,064	7,822
リスク相当額(B)	1,998	3,205	3,411
市場リスク相当額	34	17	51
取引先リスク相当額	244	334	492
基礎的リスク相当額	1,720	2,853	2,867
暗号資産等による控除額	-	-	-

※ 単位未満は切り捨て表示

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位:名)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
使用人	67	76	68
(うち外務員)	(8)	(10)	(9)

※ 使用人兼務役員は使用人数に含めておりません。

(6) 役員の業績連動報酬の状況(投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

該当事項はありません。

III. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,449	4,951
未収委託者報酬	563	549
未収運用受託報酬	1,095	1,059
未収投資助言報酬	1,911	3,076
未収収益	158	26
立替金	0	0
前払費用	31	26
その他流動資産	-	0
流動資産計	10,210	9,690
固定資産		
有形固定資産	3	3
器具備品	3	3
投資その他の資産	90	47
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	89	47
固定資産計	93	51
資産合計	10,303	9,741
負債の部		
流動負債		
預り金	0	0
未払金	715	287
未払償還金	6	6
未払手数料	15	14
その他未払金	694	267
未払費用	※1 2,265	※1 1,545
一年内返済予定の関係会社長期借入金	-	※1 700
未払法人税等	132	7
流動負債計	3,114	2,541
固定負債		
関係会社長期借入金	※1 700	-
その他の固定負債	0	0
固定負債計	700	0
負債合計	3,814	2,541
純資産の部		
株主資本		
資本金	990	990
資本剰余金	765	765
資本準備金	765	765
利益剰余金	4,734	5,445
その他利益剰余金	4,734	5,445
繰越利益剰余金	4,734	5,445
株主資本合計	6,489	7,200
純資産合計	6,489	7,200
負債・純資産合計	10,303	9,741

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,938	2,073
運用受託報酬	5,472	3,215
投資助言報酬	6,005	7,772
その他営業収益	114	25
営業収益計	<u>13,531</u>	<u>13,086</u>
営業費用		
支払手数料	110	107
広告宣伝費	84	8
調査費	121	52
調査費	48	52
委託調査費	72	0
委託計算費	141	149
営業雑経費	7,646	8,065
印刷費	8	6
諸会費	16	17
その他	※1 7,621	※1 8,041
営業費用計	<u>8,103</u>	<u>8,383</u>
一般管理費		
人件費	※2 2,088	※2 2,238
交際費	0	0
旅費交通費	22	51
租税公課	56	42
不動産賃借料	331	274
器具備品費	138	171
事務委託費	84	111
諸経費	611	699
一般管理費計	<u>3,334</u>	<u>3,589</u>
営業利益	<u>2,093</u>	<u>1,113</u>
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	51	-
雜益	-	0
営業外収益計	<u>51</u>	<u>0</u>
営業外費用		
支払利息	※3 1	※3 2
為替差損	-	72
雜損	0	0
営業外費用計	<u>1</u>	<u>75</u>
経常利益	<u>2,143</u>	<u>1,038</u>
税引前当期純利益	<u>2,143</u>	<u>1,038</u>
法人税、住民税及び事業税	682	285
法人税等調整額	△7	42
法人税等合計	674	327
当期純利益	<u>1,469</u>	<u>710</u>

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	990	765	765	3,265	3,265	5,020	5,020	
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	1,469	1,469	1,469	1,469	
当期変動額合計	-	-	-	1,469	1,469	1,469	1,469	
当期末残高	990	765	765	4,734	4,734	6,489	6,489	

当事業年度 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	990	765	765	4,734	4,734	6,489	6,489	
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	710	710	710	710	
当期変動額合計	-	-	-	710	710	710	710	
当期末残高	990	765	765	5,445	5,445	7,200	7,200	

注記事項

(重要な会計方針)

項目	
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定額法を採用しております。なお、当事業年度においては、減価償却資産は保有しておりません。</p>
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしています。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。</p>
4. 重要な収益及び費用の計上基準	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との契約で定める目標を達成し、超過運用益が生じた場合に、その一定割合として計算される金額について、当該報酬が契約上支払われることが確定したときに計上します。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。</p> <p>(注) 上記の顧客との契約に基づく債権は、履行義務を充足し、当社が請求する権利を取得したときに貸借対照表上、未収入金又は未収収益勘定に計上されます。契約期間が1年以内の契約については、契約獲得の増分コストは発生時の費用として計上されます。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税及び地方消費税の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。</p> <p>(2) 連結納税制度 当社は、2017年1月1日よりモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表にその額を計上したものであって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項はありません。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える重要な影響はありません。また、(金融商品関係)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日改正 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされました。本基準では、投資信託財産が金融商品と不動産の場合に投資信託を分けて、解約等に重要な制限がある場合とない場合、それぞれの時価評価の方法、開示内容を定めています。

2. 適用予定期

2023年12月期の期首より適用予定期であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は保有しておりません。

(追加情報)

2020年3月改正収益認識に関する会計基準等の適用

当社は2018年12月期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しております。これが、その後改正されたことに伴い、当事業年度の期首から改正後の「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。これによる当事業年度の貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 2021年12月31日	当事業年度 2022年12月31日
※1. 関係会社に対する資産及び負債	※1. 関係会社に対する資産及び負債
未払費用 544百万円	未払費用 228百万円
関係会社長期借入金 700百万円	一年内返済予定の関係会社長期借入金 700百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	当事業年度 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日												
<p>※1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は 7,611 百万円です。</p> <p>※2. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が 1,749 百万円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">従業員給料・報酬相当額</td> <td style="width: 60%;">1,537 百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td> <td>55 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td> <td>155 百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は 1 百万円です。</p>	従業員給料・報酬相当額	1,537 百万円	福利厚生費相当額	55 百万円	退職金・退職給付費用相当額	155 百万円	<p>※1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルגן・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は 8,051 百万円です。</p> <p>※2. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が 1,889 百万円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">従業員給料・報酬相当額</td> <td style="width: 60%;">1,663 百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td> <td>70 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td> <td>154 百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は 2 百万円です。</p>	従業員給料・報酬相当額	1,663 百万円	福利厚生費相当額	70 百万円	退職金・退職給付費用相当額	154 百万円
従業員給料・報酬相当額	1,537 百万円												
福利厚生費相当額	55 百万円												
退職金・退職給付費用相当額	155 百万円												
従業員給料・報酬相当額	1,663 百万円												
福利厚生費相当額	70 百万円												
退職金・退職給付費用相当額	154 百万円												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度				
自 2021年1月1日				
至 2021年12月31日				

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	4,502	—	—	4,502

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度				
自 2022年1月1日				
至 2022年12月31日				

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	4,502	—	—	4,502

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位:百万円)

借入先の氏名又は名称	2021年12月期 借入金額	2022年12月期 借入金額	
		2021年12月期 借入金額	2022年12月期 借入金額
Morgan Stanley	700	700	700
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	0	0	0
計	700	700	700

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

(1) 先物取引・オプション取引の状況

該当事項はありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当事項はありません。

(3) 有価証券に関連しない店頭デリバティブ取引の状況

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社の2022年12月期の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツ(会計監査人)の監査をうけ、無限定適正意見の監査報告書を受領しております。また、当社は2022年12月期の計算書類及びその附属明細書についても、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査をうけており、同監査法人より無限定適正意見の監査報告書を受領しております。なお、本業務及び財産の状況に関する説明書における経理の状況は、上記の財務諸表に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しているものがありますが、この経理の状況そのものについては監査を受けておりません。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) コンプライアンス体制

法令等諸規則及び社内諸規程に反する行為等を未然に防止し又は早期に発見し是正することを目的とし、法務・コンプライアンス部を設置しており、同部はコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・モニタリング・プログラム規程に基づいて常時点検を実施するほか、役職員の法令等諸規則及び社内規程等の徹底・遵守を目的とする研修を実施しています。顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法については、当社では社内規程等において幅広に苦情の定義を定め、該当がある場合には速やかに関連部署に報告がなされるよう内部管理態勢を整えています。また、最低四半期に一度、経営陣および関係者間で情報共有が図られる態勢を構築しています。

(2) 内部監査体制

内部監査部は、当社が直面するリスクを特定及び評価し、当社の事業及び機能における主要なリスクに対するリスク管理、ガバナンス及び統制の有効性について、独立的かつ客観的な保証を適時に提供するために設立されている。内部監査部は、内部監査報告書を通じて、監査結果を当社の関連経営陣に伝達する。加えて、監査結果を当社の取締役会に報告する。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

該当事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理(電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。)の状況

該当事項はありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。

以上